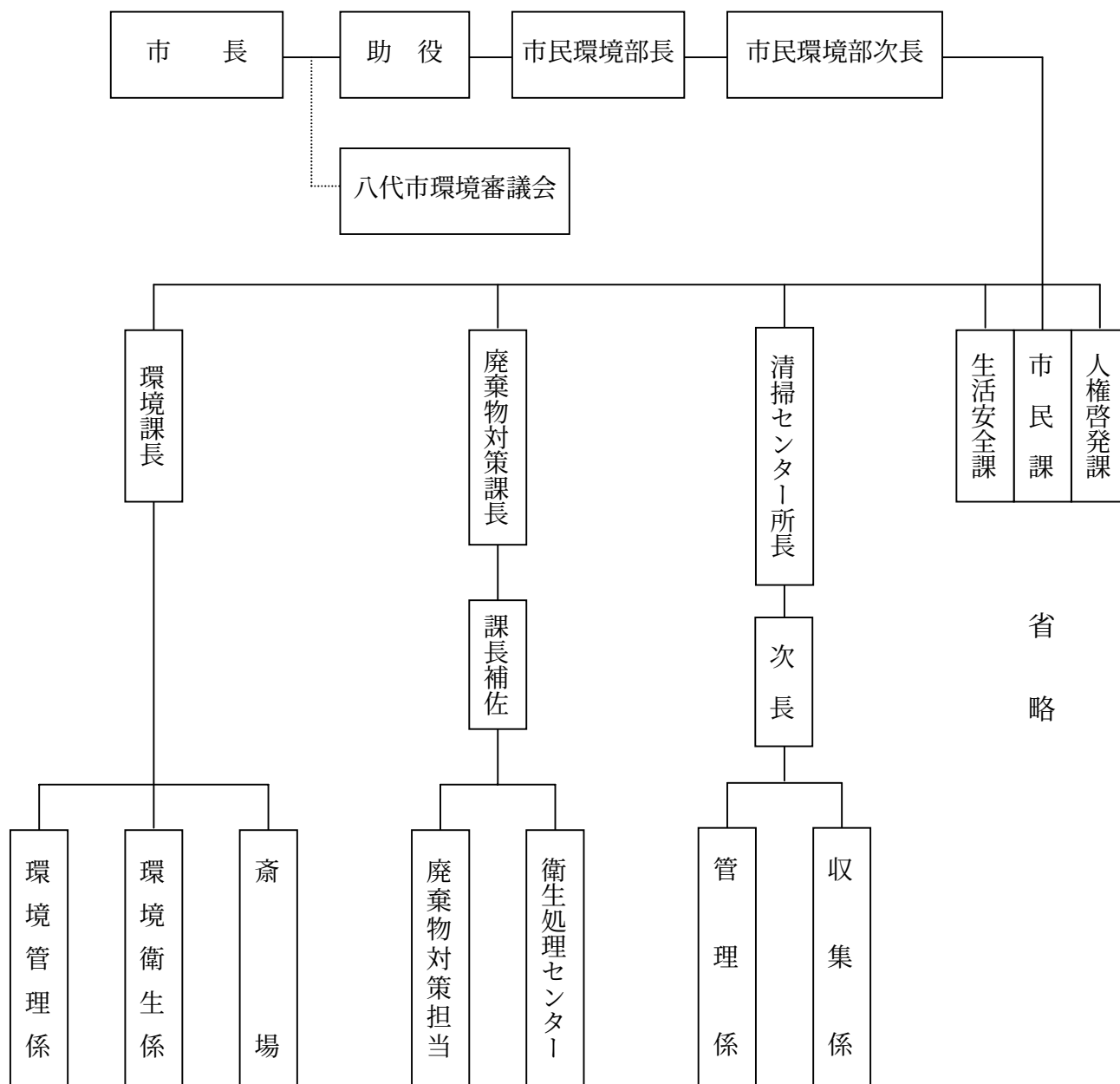


第2章 環境行政の概要

1. 機構の概要及び所掌事務

(1) 環境行政機構の概要 (平成 17 年 4 月 1 日現在)



省
略

(2) 環境課の所掌事務

- ①環境の保全対策に係る企画、調査及び連絡調整に関すること
- ②環境保全に係る意識の啓発及び環境学習の促進に関すること
- ③公害規制対象発生源の調査及び指導に関すること
- ④公害に係る苦情の処理に関すること
- ⑤生活排水対策の推進に関すること
- ⑥環境の調査及び評価に関すること

- ⑦自然環境保全に係る総合的調整に関する事
- ⑧地下水の保全に関する事
- ⑨感染症等に関する消毒及び措置に関する事
- ⑩環境自治会事業の支援に関する事
- ⑪小型合併処理浄化槽の設置促進に関する事
- ⑫浄化槽維持管理の指導に関する事
- ⑬畜犬登録及び狂犬病予防注射済票の交付に関する事
- ⑭市営墓園及び市有墓地に関する事
- ⑮斎場の管理運営に関する事
- ⑯部内の企画、管理調整業務に関する事

(3) 廃棄物対策課の所掌事務

- ①廃棄物の処理に係る企画、調査及び連絡調整に関する事
- ②ごみの減量化及び再資源化の推進に関する事
- ③一般廃棄物処理計画及び統計に関する事
- ④一般廃棄物処理業（し尿関係）及び浄化槽清掃業の許可に関する事
- ⑤一般廃棄物処理施設の整備に関する事
- ⑥衛生処理センターに関する事
- ⑦清掃センターとの連絡調整に関する事

(衛生処理センター)

- ①し尿の処理及び作業実績の報告に関する事
- ②その他衛生処理センターの管理運営に関する事

(4) 清掃センターの所掌事務

- ①清掃センターの運営及び施設の維持管理に関する事
- ②搬入ごみの計量に関する事
- ③リサイクルプラザの維持管理に関する事
- ④ごみの処理及び焼却灰並びに不燃性残渣の処分に関する事
- ⑤最終処分場の維持管理に関する事
- ⑥一般廃棄物処理業（ごみ関係）の許可に関する事
- ⑦一般廃棄物（ごみ関係）の処理手数料に関する事
- ⑧一般廃棄物（ごみ関係）の収集計画及び統計に関する事
- ⑨ごみに係る集積所（収集区域を含む。）及び委託業者並びに許可業者の指導監督に関する事
- ⑩家庭系ごみの収集に関する事

2. 環境保全対策関連事業費

(1) 環境保全関係（生活環境費）

[決算額（平成16年度:決算見込額）：千円]

科目 \ 年度		12	13	14	15	16
一般会計		37,948,599	36,224,202	35,697,612	37,372,241	37,492,440
生活環境費		2,488,459	2,166,505	1,784,510	1,468,529	1,441,110
内 訳	生活環境総務費	274,579	304,367	266,664	229,931	255,923
	公害対策費	10,230	19,455	9,253	8,958	14,668
	廃棄物対策費	11,131	10,570	61,023	43,690	14,342
	環境衛生費	17,989	23,565	14,554	11,247	12,201
	塵芥処理費	1,626,398	1,904,825	1,213,969	952,899	853,456
	し尿処理費	226,178	225,676	219,047	221,804	290,521
一般会計に占める割合（%）		6.6	6.0	5.0	3.9	3.8
市民1人当 りの経費（円）	一般会計	337,205	352,309	333,579	351,865	354,673
	環境関係	20,168	23,102	16,675	13,827	13,633
1世帯当 りの経費（円）	一般会計	951,341	1,004,250	928,706	968,519	963,717
	環境関係	56,898	65,853	46,426	38,058	37,043
人 口		107,714	107,425	107,014	106,212	10,5710
世 帯 数		37,788	38,077	38,438	38,587	38,904

〔備考〕人口及び世帯数は、各年10月1日現在。

(2) 公害対策関係（公害対策費）

[決算額（平成16年度:決算見込額）：円]

科目 \ 年度		12	13	14	15	16
報 酬		49,600	37,200	105,400	0	0
報 償 費		26,300	207,250	295,000	253,136	74,490
旅 費		234,260	234,320	305,900	202,940	279,430
需用費		2,661,983	3,375,504	2,104,535	1,202,581	2,809,684
役 務 費		0	0	0	50,700	19,100
委 託 料		15,509,154	5,321,271	5,401,257	6,194,484	8,190,547
使用料及び賃借料		14,500	94,610	25,280	29,130	242,210
備品購入費		0	0	98,910	99,960	1,761,083
負担金補助及び交付金		959,500	960,000	916,300	925,000	1,291,000

3. 環境・公害の監視・測定体制

環境汚染の発生を未然に防止するためには、発生源を定期的に監視するだけでなく、大気・水質等の一般環境に関するデータを収集し、環境の変化を的確に把握していく必要がある。

[公害の監視・測定（平成 16 年度実績）]

大気汚染	一般環境	- 大気環境汚染自動測定局の設置（八代市保健センター） - 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向、風速等 - 大気中の二酸化窒素濃度（沿道 35 地点/年 2 回）
	工場・事業場監視	- 燃料使用量等の報告徴収（6 事業場、清掃センター） - ばい煙発生量の報告徴収（環境保全協定締結 5 事業場）
水質汚濁	公共用水域	- 河川水質調査 - 一般項目（二見川、流藻川、水無川/年 4 回） - 排水路水質調査 - 一般項目（海士江排水路、日奈久排水路、古城排水樋管/年 4 回） - 底質水銀量調査（水無川/年 1 回） - 日奈久港周辺海域水質調査（3 地点/年 4 回）
	工場・事業場監視	- 特定事業場の排水調査 - 一般項目（10 事業場） - 有害物質（6 事業場） - ゴルフ場排水の農薬物質調査（1 事業場） - 底質水銀量調査（興人排水路、日本製紙排水路/年 1 回）
	市関係施設	- 排水調査 - 有害物質（衛生処理センター、水島最終処分場、水処理センター）
騒音	交通騒音	自動車騒音調査（幹線道路 12 か所）
	工場・事業場監視	- 夜間工場騒音調査（4 事業場） - 特定施設の届出受付件数（法 7 件、県条例 12 件） - 特定建設作業の届出受付件数（法 28 件、県条例 11 件）
悪臭	工場・事業場監視	工場敷地境界線悪臭物質濃度調査（2 事業場）
	市関係施設	敷地境界線濃度（清掃センター）
地下水	地下水位	- 自記地下水位計による監視 - 観測井戸（深井戸 6 地点、浅井戸 1 地点）
	地下水汚染の監視	- 地下水水質継続調査 - 塩素イオン（臨海部 20 地点/毎月） - 揮発性有機化合物（継続調査：日置地区 6 地点/年 2 回） （周辺調査：40 地点） - 大腸菌・一般細菌調査（高田地区 29 地点） - 砒素調査（球磨川北部地域 106 地点）
	地下水採取量	地下水採取量報告（平成 15 年度：1,477 件）

4. 八代市環境審議会

八代市環境基本条例に基づき市の総合的かつ計画的な環境行政の推進について調査審議するため、八代市環境審議会規則（平成9年3月規則第5号）の規定により平成10年1月に八代市環境審議会を設置した。

同審議会は、学識経験者などの専門的見識を有している10名以内の委員によって構成される。（平成16年度は開催なし。）

5. 環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）は、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、環境への影響を未然に防止し、良好な環境を確保するものである。

熊本県では、こうした環境影響評価の一連の手続きとしくみについて、平成12年6月に「熊本県環境影響評価条例」を定め、平成13年4月1日から実施している。（施行規則の全面施行は平成13年4月1日、技術指針の施行日は平成12年12月21日）

熊本県環境影響評価条例対象事業

事業の種類		事業の規模要件等
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 （森林地域(注1)においては2車線以上かつ長さ10km以上）
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上
	堰	湛水面積50ha以上 改築後の面積50ha以上かつ増加面積25ha以上
	放水路	土地改変面積50ha以上
3	鉄道	長さ5km以上
	軌道	長さ5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上 延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上
5	水力発電所	出力15,000kw以上
	火力発電所	出力75,000kw以上
	地熱発電所	出力5,000kw以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の許可申請を要する面積の変更
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kℓ/日以上

事業の種類		事業の規模要件等
7	公有水面の埋立・干拓	面積 25ha 以上（干潟・藻場等地域(注2)を含む場合は面積 15ha 以上）
8	土地区画整理事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域(注3)においては面積（人口集中地区の面積を除く）25ha 以上）
9	新住宅市街地開発事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
10	工業団地の造成事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
11	新都市基盤整備事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
12	流通業務団地の造成事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
13	住宅団地の造成事業	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
14	農用地の造成事業	面積 100ha 以上（農用地以外の土地から農用地への地目変換に係るものに限る）
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
	ゴルフ場	面積 20ha 以上 変更後の面積 20ha 以上かつ増加面積 5ha 以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口 10 万人以上
17	工場、事業場	燃料使用量 8kℓ/時又は平均排出水量 1 万 m ³ /日以上（地下水保全地域においては平均排出水量 0.5 万 m ³ /日以上）
18	豚房施設	施設面積 7,500 m ² 以上 変更後の面積 9,000 m ² 以上
19	岩石、土、砂利の採集	面積 30ha 以上 変更後の面積 50ha 以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積 50ha 以上（地下水保全地域においては面積 25ha 以上）
○港湾計画		埋立て区域及び掘込み区域の面積の合計が 150ha 以上

（注1）「森林地域」とは、国土利用計画法に規定する森林地域（農用地区域との重複部分を除く）をいう。

（注2）「干潟・藻場等地域」とは、干潟、藻場及び国土利用計画法に規定する自然公園地域をいう。

（注3）「地下水保全地域」とは、熊本県地下水保全条例の指定地域（37 市町村）をいう。（※平成 12 年 11 月 1 日告示第 879 号）

〔参考：地下水保全地域〕

- 1 熊本周辺地域（熊本市（河内町の市域を除く）、山鹿市、菊池市、宇土市、城南町、富含町、鹿本町、鹿央町、植木町、七城町、大津町、菊陽町、合志町、泗水町、西合志町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、旭志村及び西原村の全域）
- 2 八代地域（八代市、松橋町、小川町、千丁町、鏡町、竜北町及び宮原町の全域）
- 3 玉名・有明地域（荒尾市、玉名市、熊本市（河内町の市域）、岱明町、横島町、天水町、玉東町及び長洲町の全域）
- 4 天草地域（本渡市及び五和町の全域）

6. 環境保全協定の締結状況

本市では、八代市環境基本条例及び八代市公害防止条例に基づき、下表の事業場と環境保全協定等を締結している。

(平成17年3月31日現在)

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
1	YKK(株)九州工場 (現:YKKAP(株)九州事業所)	非鉄金属素 形材製造業	新港町	S48.10.8 H12.10.11 (全改)	☒ ばい煙 (含ダイオキシン類)・排水・悪臭 (許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ☒ 使用薬品等 (定期報告の義務有) ☒ 騒音・地下水保全・廃棄物処理に関する事項
2	(株)アライカーボン	炭素・黒鉛 製品製造業	新港町	S62.1.6	☒ ばい煙・排水 (許容限度の設定、自主測定の義務有) ☒ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
3	(株)福岡タルク工業所	骨材・石工 品等製造業	新港町	H 1.7.4	☒ 排水 (許容限度の設定、自主測定の義務有) ☒ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
4	八代グリーン開発(株)	ゴルフ場	二見 本町	H 2.9.3 H 6.6.10 (一改)	☒ 水質汚濁防止 (許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ☒ 農薬使用 (使用制限、報告の義務有) ☒ 廃棄物処理に関する事項
5	(株)エーブル	食品加工業	新港町	H 4.3.23 H12.2.16 (承継)	☒ ばい煙・排水 (許容限度の設定、自主測定の義務有) ☒ 廃棄物処理に関する事項
6	日本製紙(株)八代工場	紙・パルプ 製造業	十条町	H 5.3.30 H10.2.16(一改)	☒ ばい煙 (含ダイオキシン類)・排水・悪臭・騒音 (許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ☒ 使用薬品等・廃棄物処理 (定期報告の義務有) ☒ 地下水保全 (定期報告の義務有)

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
7	(株)クリーンアメニティ	産廃及び一 廃処理業者	二見 赤松町	H 6.3.30 H13.5.31(一改)	■ 操業期限・搬入物・搬入時間の制限 ■ 水質汚濁・地下水保全（許容限度の設定、自主測定と報告の義務有） ■ 粉じん・悪臭に関する事項
8	八代飼料(株)	飼料製造業	新港町	H 7.12. 6	■ ばい煙（許容限度の設定、自主測定の義務有） ■ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
9	竹原化学工業(株) 八代工場	土石製品製 造業	新港町	H10. 4.24	■ 排水水（許容限度の設定、自主測定の義務有） ■ 粉じん・騒音振動・廃棄物処理に関する事項
10	(株)興人八代工場	化学繊維製 造業	興国町	H11. 3.30	■ ばい煙（含ダイオキシン類）・排水水・悪臭・騒音（許容限度の設定、自主測と定期報告の義務有） ■ 使用薬品等、廃棄物処理（定期報告の義務有） ■ 地下水保全（揚水量制限と定期報告の義務有）
11	メルシャン(株)八代工場	飲料・飼料 製造業	三楽町	H11. 3.31	■ ばい煙（含ダイオキシン類）・排水水・悪臭・騒音（許容限度の設定、自主測と定期報告の義務有） ■ 使用薬品等、廃棄物処理（定期報告の義務有） ■ 地下水保全（揚水量制限と定期報告の義務有）
12	ヤマハ熊本プロダクツ (株)	輸送用機械 器具製造業	新港町	H11. 9. 7	■ ばい煙・排水水・悪臭（許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有） ■ 騒音・地下水保全・廃棄物処理に関する事項
13	日本エコネット(株)	ガラス発泡 材製造業	新港町	H15. 3.25	■ ばい煙（許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有） ■ 粉じん・騒音・悪臭・廃棄物処理に関する項目

※（一改）は協定の一部を改定する協定の直近の締結年月日 ※（全改）は協定の全部を改定する協定の直近の締結年月日

※ 環境の整備、交通上の安全確保等は省略

7. 環境保全に関する助成等

この制度は、中小企業者等が行う公害防止施設等の整備を促進するため、施設の設置、改善、移転等に伴う資金の融資をあっせんしたり、貸付け利子を補給したりすることによって公害防止対策を円滑に進めるものである。

(1) 熊本県生活環境保全施設等整備資金融資あっせん制度

① 融資の対象費用

- ア 公害防止施設、一般廃棄物焼却施設、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物の再生利用及び資源化施設の設置若しくは改善に要する費用
- イ 工場・事業場を移転する以外に公害を防止する方法がない場合に、当該工場・事業場を移転するために要する費用
- ウ エネルギー施設の設置等に要する費用
- エ 地下水保全施設の設置等に要する費用

② 融資条件

ア 融資限度額

- ・ 公害防止施設、一般廃棄物焼却施設、エネルギー施設及び地下水保全施設または移転の場合
費用の100分の80を限度とし、最高2,000万円（共同4,000万円、知事特別承認5,000万円）
- ・ 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物の再生利用・資源化施設の場合
費用の100分の80を限度とし、最高5,000万円（最終処分場については1億円）

- イ 融資利率 年2.17%以内（平成17年3月現在）
- ウ 融資期間 7年以内（据置期間2年以内を含む。）
- エ 返済方法 元金均等割賦償還
- オ 担保・保証 取扱金融機関の定めるところによる
- カ 融資の相談先 熊本県環境生活部環境保全課又は最寄りの保健所

(2) 熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん制度

① 融資対象者

下水道法により許可を受けた事業計画に定められた予定処理区域外の地域に施設を設置する者で、県民税の滞納のない者。

② 融資の対象費用

合併処理浄化槽及び付属施設（流入及び放流のための施設）の設置に要する費用

③ 融資条件

- ア 融資限度額 一世帯あたり200万円（共同の場合は一施設あたり500万円）
- イ 融資利率 年2.17%（平成17年3月現在）
- ウ 融資期間 5年以内（据置期間6月以内を含む。）
- エ 返済方法 取扱金融機関の定めるところによる。

- オ 担保・保証 取扱金融機関の定めるところによる。
カ 融資の相談先 熊本県環境生活部環境保全課又は最寄りの保健所

(3) 八代市公害防止施設整備資金利子補給（昭和 47 年 4 月訓令甲第 11 号）

① 融資の対象費用

公害防止施設の設置、移転改造又は修理並びに工場事業場等の移転に伴う土地取得並びに建物及び構築物の購入又は建設に要する費用

② 融資条件

- ア 利子補給の限度 50 万円～2,000 万円までの公害防止資金
イ 利子補給率 年 3.5%以内
ウ 利子補給期間 7 年以内

(4) 八代市浄水器設置費補助（平成 16 年 3 月 29 日訓令甲第 2 号）

汚染が確認された飲用水を浄化するために、浄水器を設置するものに対し、その費用の一部を補助する。

① 補助対象者

- ア 補助対象地域内（上水道及び簡易水道の給水区域を除いた市内全域）の一般住宅で地下水を飲用している者。
イ 飲用水中の指定物質（ホウ素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、ヒ素、鉛）
ウ 指定物質を除去することができる浄水器を購入すること。
エ 市税を滞納していないこと。

② 補助額等

- ア 補助金額は、15 万円を限度とし、浄水器の購入と設置に要した費用の 2 分の 1。
イ 補助基数及び回数は、住宅 1 戸につき 1 基、1 回限り。

(5) 八代市水質検査補助（平成 16 年 3 月 29 日訓令甲第 3 号）

飲用水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行う者に対し、その費用の一部を補助する。

① 補助対象者

- ア 補助対象地域内（上水道及び簡易水道の給水区域を除いた市内全域）の一般住宅で地下水を飲用している者。
イ 市税を滞納していないこと。

② 補助額等

- ア 補助金額は、指定物質（ホウ素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、ヒ素、鉛）1 項目あたり 1,000 円。
イ 補助金の交付は、1 井戸につき各年度 2 回を限度。

8. 環境行政のあゆみ

年	月	主 な で き ご と
33	12	公共用水域の水質の保全に関する法律（公布）
	12	工場排水の規制に関する法律（公布）
		熊本県騒音防止条例（昭和 33 年県条例第 41 号）
36	9	八代市衛生処理センター竣工（21 日）
37	6	ばい煙の排出の規制等に関する法律（公布）
	12	工場排水・環境水域の水質調査を始める。（市企画調査室）
41		熊本県公害防止条例（昭和 41 年県条例第 44 号）
	4	熊本県企画部に公害対策室を設置
	7	降下ばいじん調査を始める（市企画調査室）
	8	公害苦情処理を始める（市企画調査室）
	12	八代市公害防止対策審議会設置条例（公布）（平成 9 年 3 月廃止）
42	1	八代市公害防止対策審議会設置条例（施行）
	3	第 1 回八代市公害防止対策審議会の開催
	4	企画調査室に公害担当を置き公害問題の処理にあたる
	8	公害対策基本法（公布・施行）
43	6	大気汚染防止法・騒音規制法（公布）
	12	大気汚染防止法（施行）
44	2	工場騒音・環境騒音の測定を始める
	3	八代市衛生処理センター増設（29 日）
	4	熊本県公害防止条例の改正（昭和 44 年県条例第 23 号）
	4	C S ₂ 回収装置 I 系の設置（興人）
	9	八代市域における騒音規制の開始
45	6	大気汚染物質自動測定局八代保健所で測定を始める（熊本県）（～平成 6 年 2 月）
	10	八代市における公害調査報告書第 1 報発行
	12	公害国会で水質汚濁防止法など公害関係の 14 の諸法律が制定される
46	4	企画調査室公害担当が総務部公害対策室として発足
	4	水質保全法に基づく「工場・事業場から八代地先水域に排出される水の水質基準」の指定
	5	球磨川・八代地先水域に係る環境基準の指定（閣議決定）
	6	悪臭防止法（公布）
	6	八代市域における硫黄酸化物の排出規制（大気汚染防止法）
	6	水質汚濁防止法（施行）
	7	環境庁発足
	9	八代市公害行政対策会議設置（平成 8 年 3 月廃止）
	11	大気汚染物質自動測定局八代総合庁舎で測定を始める（～昭和 49 年 5 月）
47	3	水無川の水銀及びヒ素の調査報告書（熊大公害研究会）
	3	No.1 クラリファイヤー設置（十條製紙）
	3	八代市公害防止条例（公布）
	4	八代市公害防止施設整備資金利子補給要綱（公布）
	6	廃液の濃縮・焼却設備設置（三楽）
	7	八代市児童呼吸器疾患調査を始める（八代市医師会に委託）
	8	騒音規制法の指定地域の拡大により全市域が指定地域となる
	10	公害対策室が市民部公害対策課に変わる
48	1	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の施行（熊本県告示）
	3	10 年後の水俣病に関する疫学的・臨床医学的並びに病理学的研究報告 （熊大医学部 10 年後の水俣病研究班）
48	3	八代市児童呼吸器疾患調査報告（第 1 報）（～平成 4 年度）

年	月	主 な で き ご と
48	5	毘舎丸地区で着色井戸水問題が発生
	6	環境週間が始まる
	6	市議会内に「公害に関する調査特別委員会」が発足（～昭和 48 年 11 月）
	6	八代地先海域の底質及び魚介類の健康項目調査
	10	吉田工業(株)九州工場との公害防止に関する協定締結
	11	No.2 クラリファイヤー設置（十條製紙）
	11	活性汚泥設備（興人）
	11	八代市の悪臭物質実態調査実施（福岡通産局）
49	2	悪臭物質の測定を始める
	3	悪臭防止法に基づく悪臭物質規制の適用
	3	臭気ガス燃焼設備設置（十條製紙）
	5	急速沈殿設備設置（興人）
	6	八代市井戸水調査対策班設置要綱公布・施行（8 日）（平成 9 年 3 月廃止）
	6	大気汚染物質自動測定局八代市役所と八千把出張所で測定を始める（熊本県）
	6	環境週間行事として「八代の環境を知る会」を始める（～昭和 60 年度）
	7	い草乾燥機の騒音・粉じんについての苦情発生
	9	C S ₂ 回収装置Ⅱ系設置（興人）
50	2	P C Bの水質汚濁に係る環境基準・排水基準の設定
	2	吉田工業(株)九州工業操業開始
	3	臭気水ストリップング設備設置（十條製紙）
	4	十條・興人に対し悪臭防止法に基づく改善勧告
	6	八代市清掃センター竣工（30 日）
	7	い草大型乾燥機が全市域に普及し、騒音・粉じん苦情多発
	7	毘舎丸町及び古閑上町井戸水の着色水についての研究報告（熊大工学部）
	8	八代市公害対策審議会に「汚染井戸判定専門委員会」を設置
	9	毘舎丸地区着色水の水質調査
	9	「汚染井戸専門委員会」の開催
	10	毘舎丸地区上水道敷設工事着工
	10	い草乾燥機の騒音対策強化
51	1	排煙脱硫装置設置（十條製紙）
	1	八代市にスモッグ注意報発令（2 回）
	3	第 1 回八代市域被圧地下水の塩水化状況調査（調査井戸 292 か所）
	4	八代市被圧地下水位の観測を始める
	6	振動規制法（公布）
	7	臨海部地下水の塩素イオン量調査を始める
		環境美化推進善行者表彰を始める
	10	八代市で第 1 回県下 11 市公害担当課長会議開催
52	4	横手地区で着色水問題が発生し、井戸水の水質調査を実施
	7	横手地区上水道敷設工事着工
53	4	振動規制法に基づく振動規制が始まる
	4	ろ紙法による大気汚染物質調査を始める（～昭和 59 年度）
	12	熊本県地下水条例（公布）
54	6	環境週間行事の一つとして市環境関係各課の一日課長を始める（～平成 2 年度）
	8	八代市の井戸水実態調査報告書（企画課）
	12	八代平野南部地域地下水利用適正化調査報告（福岡通産局）
55	3	十條製紙・興人排水路暗渠化工事着工
	4	大島潮遊池の富栄養化に関する調査を始める（～平成元年度）
	5	市施設から有リン合成洗剤の追放

年	月	主 な で き ご と
55	6	「八代市の環境」を発行
56	1	球磨川水質汚濁対策連絡協議会設立（建設省）
	2	カラオケ騒音の苦情多発
	4	第2回八代市被圧地下水の塩水化状況調査（調査井戸 373 か所）
	4	興人周辺硫化水素相対濃度調査を始める（～昭和 60 年 3 月）
	4	八代市地下水利用対策協議会発足
	4	工場・事業場の燃料中の硫黄含有量調査を始める
	10	塩屋町鉄工所の騒音・振動について地元住民より陳情書がでる
57	1	十條製紙に対し排水路の暗渠化促進について要請
	4	水島町魚粉工場の悪臭問題が発生
	5	水島町と魚粉工場で覚書を締結
	5	「八代市の地下水調査報告」発行
	10	東町陶石採石場の薬品（塩酸）使用についての問題が発生
58	3	井揚町紙器工場の騒音問題発生
	4	電気集じん機設置（興人）
	4	熊本県電波障害防止協議会に加盟
	6	環境週間行事の一つとして「環境美化行動の日」が設定される
	8	有機塩素系化学物質による地下水汚染問題発生（環境庁）
	8	乾電池に含まれる水銀についての問題が発生
	9	二見・飼料原料工場の悪臭問題発生
	11	悪臭防止対策として湿式酸化装置設置（興人）
	11	ごみ焼却場のダイオキシンの問題発生
	12	地下水の有機塩素系化学物質の調査を始める
59	3	八代市域工業用水使用合理化指導が始まる（福岡通産局）
	5	日置地区浅井戸で有機塩素系化学物質を検出
	5	除草剤に含まれるダイオキシン問題が発生
	6	回収ボイラー新設（十條製紙）
	7	横手町でい草の先枯れ及び樹木の落葉被害が発生
	7	日置地区上水道敷設工事着工
	8	有機塩素系化学物質の暫定基準が設定される
	10	日置地区に上水道による給水を開始
60	10	悪臭物質分析法の改正に伴い、市・工場で同一分析法を採用
	12	古城町養豚場の悪臭及び羽毛・鶏糞飛散について地元住民より陳情書がでる
61	4	第3回八代市被圧地下水の塩水化状況調査（調査井戸 272 か所）
	6	「八代に桜を植える会」が地域の環境美化功績を認められ、環境庁長官から表彰を受ける
62	1	(株)アライカーボンと公害防止に関する協定締結
	4	機構改革により、市民部清掃課と公害対策課が統合し、市民部生活環境課となる
	5	「八代に桜を植える会」が緑化推進運動功労として内閣総理大臣から表彰を受ける
	5	八代市で第11回九州都市公害行政連絡会議が開催される
	8	県立八代南高校に地下水位観測所（浅井戸）を設置
63	3	熊本県河川等水質浄化対策基本方針及び熊本県生活排水対策推進要綱制定
	3	節水啓発用冊子「八代の地下水をまもるために」を発行
	3	熊本県地下水保全要綱制定（平成元年 4 月 1 日施行）
	10	酸性雨調査始まる（熊本県；天草、八代）
	10	「生活排水クリーン運動」を開始（～平成 4 年度）
	11	生物膜による水処理施設設置（十條製紙）
1	1	N 1 マシン新設（十條製紙）
	2	K P 廃液濃縮装置増設（十條製紙）

年	月	主 な で き ご と
1	4	特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準の一部改正施行（1日）
	4	「熊本県ゴルフ場における農薬使用に関する指導要綱」施行（1日）
	4	「八代市小型合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱」施行（1日）
	5	「熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項」施行（1日）
	5	「熊本県生活排水対策ボランティアリーダーの設置要項」施行（15日）
	7	(株)福岡タルク工業所と公害防止に関する協定締結
	9	悪臭防止法施行令の一部改正（4物質追加）（平成2年4月1日施行）
	10	熊本県生活排水対策ボランティアリーダー発足
	10	水質汚濁防止法の一部改正（トリ、テトラを有害物質に追加）施行（1日）
	12	大気汚染防止法の一部改正（石綿を特定粉じん指定）施行（27日）
2	9	水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進を追加）
	9	八代グリーン開発(株)と環境保全に関する協定締結
	10	「熊本県地下水質保全条例」施行（2日）
	10	「熊本県環境基本条例」施行（2日）
	10	水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準（上乗せ基準）を定める県条例の一部改正（2日）
	10	全国地下水利用対策団体連合会平成2年度（第5回）秋季大会を八代で開催
	11	ヤマハ八代製造(株)と公害防止に関する協定締結
3	3	資源の有効な利用の促進に関する法律（施行日26日）
	5	外港におけるオイルコークス粉じん飛散発生
	7	地下水質測定計画に基づく地下水質調査（熊本県）
	8	土壌の汚染に係る環境基準設定（23日告示・施行）
	9	「環境フェスティバル in 八代」開催
	10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正（公布）
4	11	地下水の有害物質総合調査を実施（調査井戸50か所）古閑浜地区より基準以下のヒ素検出
	1	ヒ素追加調査実施（2箇所中1箇所検出：基準未満）
	2	二見校区住民及び八代市と九州環境開発(株)の間で公害防止に関する協定締結
	3	(株)寿屋と公害防止に関する協定締結
	3	石炭ボイラー設置着工（十條製紙）
	4	資源回収活動助成金交付開始
	4	生ごみ堆肥化容器設置助成金交付開始
	5	昭和同仁町、敷川内町における廃棄物の不法投棄等を摘発（熊本県警）
	9	廃棄物処理業者等に不法投棄に係る措置命令（熊本県、八代市）
5	1	敷川内町廃棄物不法投棄現場周辺の地下水調査を開始
	2	昭和同仁町廃棄物処理箇所周辺の公共用水域等調査を開始
	3	水質汚濁に係る環境基準の改正（有機塩素農薬等15項目追加、鉛・ヒ素基準強化）（8日）
	3	十條製紙(株)（4/1日本製紙(株)へ社名変更）八代工場と環境保全に関する協定締結
	3	大気環境測定局適正配置調査報告（熊本県）
	4	県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱改正（1日施行）
	4	機構改革で環境衛生部生活環境課となり、課内に廃棄物処理対策室設置
	5	日本製紙(株)八代工場において石炭ボイラー営業運転開始（29日）
	6	昭和同仁町廃棄物処理場の応急処置終了（雨季対策）
	6	悪臭防止法施行令、施行規則の一部改正（18日）（悪臭物質に10物質追加指定、追加10物質の規制基準の範囲）（平成6年4月1日施行）
	7	八代外港着色水問題発生
	9	悪臭物質の測定法の一部改正（追加10物質の測定法、試料ガスの採取方法改正）（平成6年4月1日施行）
	10	敷川内町環境保全対策調査事業について福岡大学と委託契約（平成6年3月報告）

年	月	主 な で き ご と
5	11	環境基本法（19 日公布・施行）
	12	水道水質基準に係る「水質基準に関する省令」（厚生省令第 69 号）施行（1 日）
	12	公共用水域の底質有害物質分布調査実施
	12	排水基準を定める総府令改正（27 日）（有害物質に 13 項目追加）（平成 6 年 2 月 1 日施行）
6	3	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定される（17 日）
	3	八代市電波障害防止に関する指導要綱（31 日公布）（4 月 1 日施行）
	4	悪臭防止法施行規則及び悪臭物質の測定の方法の一部改正（21 日）（3 号規制に係る規制基準の設定方法及び測定方法の追加）（平成 7 年 4 月 1 日施行）
	6	八代市保健センターにおいて一般環境大気の大気自動測定開始（1 日）
	9	せっけんプラントを八千把出張所に設置
	10	第 1 回やつしろの川をきれいにする協議会開催（28 日）
	11	第 1 回八代市生活排水対策連絡協議会開催（25 日）
	7	2 熊本県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく指定種にカザグルマが指定される（1 日）
	2	八代保健所の一般環境大気の大気自動測定局廃止
	3	熊本県公害防止条例施行規則及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例の一部改正（16 日）（排水規制の対象事業場を 20 m ³ /日以上に改正）（10 月 4 日）
	3	八代市生活排水対策推進計画書策定
7	4	畜犬登録業務が健康管理課から生活環境課に移管される
	4	悪臭防止法の一部改正（21 日）（嗅覚測定法の導入、悪臭の防止に関する国・地方公共団体及び国民の責務と規定）（平成 8 年 4 月 1 日施行）
	5	機構改革で環境部環境課に名称変更（1 日）
	6	こどもエコクラブ発足（1 日）（環境庁）
	6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（16 日公布）（平成 13 年 1 月 6 日施行）
	7	環境課内にこどもエコクラブ事務局を設置
	9	「臭気指数の算定の方法」公布（環境庁告示第 63 号）
	12	せっけんプラントを高田出張所に設置
	12	八代飼料(株)と環境保全協定締結
	12	悪臭規制地域の改正・特定悪臭物質に 10 物質追加（27 日）（1 月 1 日施行）
	8	2 日本製紙(株)八代工場 1K P 蒸解工程近代化工事（～8 月）
	2	八代市資源回収活動助成金交付要綱制定
	2	八代市生ごみ堆肥化容器設置助成金交付要綱制定
	3	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準（上乗せ基準）を定める県条例の一部改正（12 有害物質追加）（25 日）（10 月 1 日施行）
	3	熊本県地下水質保全条例の対象化学物質に 11 物質追加（10 月 1 日施行）
	3	八代市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部改正（31 日）
	4	八代市環境行政の推進に関する要綱施行（1 日）
	5	大気汚染防止法の一部改正（特定粉じん排出等作業の規制等）（9 日）（平成 9 年 4 月 1 日施行）
	6	日本製紙(株)八代工場との環境保全協定に基づき同工場の排出許容限度強化される（1 日）
	9	八代市の分別収集「資源の日／8 分別」及び透明袋による可燃物の排出開始（1 日）
8	10	第 1 回八代市環境基本条例等検討会（計 3 回）
	10	第 1 回こども環境フェスタ開催
	10	環境学習ソフト「やつしろのかんきょう」運用開始（図書館・市役所）
	11	第 1 回八代市ごみ減量化対策検討会（計 6 回）
	12	騒音規制法の一部改正（バックホウ）（20 日公布）（平成 9 年 10 月 1 日施行）
	9	2 大気の大気汚染に係る環境基準設定（ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン）（4 日告示）
	2	

年	月	主 な で き ご と
9	2	大気の汚染に係る指定物質抑制基準設定（ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン）（6 日告示）
	3	地下水の水質汚濁に係る環境基準設定（23 物質）（13 日告示）
	3	八代市環境基本条例（31 日公布）（4 月 1 日施行）
	3	八代市営墓園条例（31 日公布）（4 月 1 日施行）
	4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部施行（1 日／対象品目：ビン類・缶類・紙パック）
	5	移動式ボカシ製造機購入（2 基）
	5	市営上片墓園公募開始
	6	環境影響評価法（13 日公布）（平成 9 年 12 月 12 日一部施行）
	8	八代市敷川内環境整備協議会設立（8 日）
	8	大気の汚染に係る指定物質抑制基準設定（ダイオキシン）（29 日告示）
10	8	廃棄物処理法に基づく政・省令の改正（29 日告示）（12 月 1 日施行）
	9	ダイオキシンのに係る大気環境指針（12 日）
	10	第 1 回市民環境研究会
	12	熊本県環境影響評価要綱（26 日告示）（4 月 1 日施行）
	1	第 1 回環境審議会開催（29 日）
	2	日本製紙(株)八代工場との環境保全協定を改定（16 日）
	3	騒音規制法に基づく環境基準類型、規制区域及び振動規制法に基づく規制区域の当てはめ変更（20 日告示、4 月 1 日施行）
	4	市民環境研究会環境（タンポポ）調査（12 日）
	4	竹原化学工業(株)と環境保全協定締結（24 日）
	4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部施行（1 日／対象品目：ペットボトルを追加）
11	4	八代市資源回収活動助成金交付要綱の一部改正（1 日施行）
	6	特定家庭用機器再商品化法「家電リサイクル法」（5 日公布）（12 月 1 日一部施行、平成 13 年 4 月 1 日完全施行）
	9	騒音に係る環境基準の改正（30 日公布）（4 月 1 日施行）
	9	八代市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例及び条例施行規則を全面改正し、八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び条例施行規則とする。（29 日公布）（平成 11 年 1 月 1 日施行／家庭系可燃物の有料制度は平成 11 年 4 月 1 日施行）
	10	地球温暖化対策の推進に関する法律（9 日公布）（4 月 1 日施行）
	1	「資源の日」の分別品目を 17 分別に変更と同時に「不燃物」の袋による排出を廃止
	2	八代市生ごみ堆肥化容器設置助成金交付要綱を一部改正（4 月 1 日施行）（電機式生ゴミ処理機の補助制度を充実させる）
	2	公共用水域・地下水の環境基準に硝酸性窒素及びフッ素・ホウ素追加（22 日）
	3	YKK(株)九州工場 ISO14001 認証取得（26 日）
	3	(株)興人と環境保全協定締結（30 日）
	3	メルシャン(株)と環境保全協定締結（31 日）
	4	家庭系可燃物の有料指定袋制度開始
	4	機構改革により環境課内の廃棄物対策係が廃棄物対策課となる
	4	移動式ボカシ製造機（1 基）追加購入（計 3 基）
	5	八代海に全窒素全燐に係る環境基準類域指定（14 日告示）
	7	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律「P R T R 法」（13 日公布）（平成 13 年 1 月 6 日施行）
	7	ダイオキシン類対策特別措置法（16 日公布）（平成 12 年 1 月 15 日施行）
	9	八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び条例施行規則の一部改正（29 日公布）（9 月 29 日施行／一部は平成 12 年 4 月 1 日施行）

年	月	主 な で き ご と
11	10	騒音に係る環境基準の地域の類型当てはめの変更（1日施行）
	11	(株)興人八代工場 5号～7号ボイラー廃止
	11	福岡建設(株)ISO14001 認証取得（5日）
12	12	日本製紙(株)八代工場 ISO14001 認証取得（24日）
	3	騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度改正（2日公布、4月1日施行）
	4	「資源の日」の分別品目を20分別に変更
	4	多量排出事業所の指定制度開始
	4	一般廃棄物の処分業の許可制度開始
	4	メルシャン(株)八代工場 ISO14001 認証取得（14日）
	5	悪臭防止法の一部を改正する法律（17日公布、平成13年4月1日施行）
	5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律「建設リサイクル法」（31日公布）（平成13年1月6日施行）
	5	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律「食品リサイクル法」（31日公布）
	5	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律「グリーン購入法」（31日公布）
	6	出前講座「環境ゼミナール」開始
	6	循環型社会形成推進基本法（2日公布）
	6	廃棄物処理法の改正（2日公布）
	6	熊本県公害防止条例の一部を改正する条例（熊本県生活環境の保全等に関する条例）
	6	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（7日）
	6	熊本県地下水質保全条例の一部を改正する条例（熊本県地下水保全条例）（21日公布、平成13年1月1日施行）
	6	熊本県環境影響評価条例（21日公布）
	6	八代市清掃センター排ガス高度処理施設等整備工事着手（23日）
	7	西田精麦(株)ISO14001 認証取得（28日）
	8	第4回八代市被圧地下水の塩水化状況調査（調査井戸300か所）
	8	(株)興人八代工場 レーヨン・セロファン生産設備撤去（～平成13年2月）
	9	八代市環境美化の推進に関する条例（29日公布、平成13年4月1日施行）
	12	八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正（20日公布、平成13年4月1日施行）
13	4	ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準（ジクロロメタン設定）（20日告示）
	4	第1回八代市ごみ問題等対策検討会開催
	5	二見地区住民、八代市及び(株)クリーンアメニティとの間で処分場埋立て期間延長に伴う公害防止協定の一部を改定する協定書を締結（31日）
	6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（22日公布）
	6	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（22日公布）
	6	排水基準の有害物質にほう素・ふっ素・アンモニア性窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素追加（13日公布、7月1日施行）
	6	(株)藤永組 ISO14001 認証取得（20日）
	9	(株)クリーンアメニティと処分場埋立て期間延長に伴う公正証書の締結（7日）
	10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正及び再生利用認定制度対象範囲拡大
	10	八代市ごみ問題等対策検討会「提言書」提出（計11回）
	11	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（水質基準対象施設追加）（15日公布、12月1日施行）
	12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の改定
	12	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令及び特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正
14	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
	1	八代化学(株)八代工場 ISO14001 認証取得（31日）

年	月	主 な で き ご と
14	3	八代市温暖化防止率先行動計画策定（11日）
	3	八代市環境基本計画策定（27日）
	5	土壌汚染対策法（29日公布）
	7	使用済自動車の再資源化等に関する法律（12日公布、平成17年1月1日施行）
	7	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（12日公布）
	7	ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準設定（22日公布、9月1日施行）
	7	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（水質基準対象施設追加）（31日公布、8月15日施行）
	9	清掃センターダイオキシン類対策改修工事竣工
	9	きれいなまちづくり協定スタート（7町内）
	11	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（29日公布）
	11	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（15日公布）
	12	市民と行政連携による松葉ダイオキシン類調査を開始（調査地点10小・中学校）（3年間）
	12	自然再生推進法（11日公布、平成15年1月1日施行）
15	1	「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に参加表明
	2	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（7日）
	3	日本エコネット(株)と環境保全協定締結（25日）
	3	「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定（31日）
	3	環境基本計画推進マニュアル市民編「エコライフは得ライフ」を作成
	5	水道法に基づく水質基準に関する省令の一部改正（30日公布、平成16年4月1日施行）
	7	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（25日公布）
	8	櫻井精技(株)IS014001 認証取得（22日）
	10	資源の有効な利用の促進に関する法律（パソコンリサイクル1日スタート）
	10	シギ・チドリネットワークへの登録申請書（準備書）を環境省に提出（24日）
16	10	二見地区の全世帯を対象に地下水中のほう素調査を実施（16年2月まで）
	1	(株)興人フィルム・化成品事業部八代工場IS014001認証取得（13日）
	2	白鷺電気工業(株)/八代支店IS014001認証取得（20日）
	3	環境基本計画推進マニュアル事業者編「エコアクションやつしろ」を作成
	3	熊本県希少野生動植物の多様性の保全に関する条例制定
	3	旧日本セメント八代工場の施設解体工事始まる
	4	浄水器設置及び水質検査に対する補助制度を開始（1日）
	5	大気汚染防止法の一部改正（揮発性有機化合物を有害物質に追加）（26日施行）
	6	特定外来生物による生態系に係る被害を防止するための法律（2日公布、平成17年6月1日施行）
	7	ヤマハ熊本プロダクツ(株)IS014001認証取得（9日）
	8	「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に参加認証（1日、11月14日に参加認証セレモニー開催）
	9	浄化槽汚泥等処理施設工事着工
	11	市内井戸水より基準超過の砒素検出（古閑浜町、井揚町）
17	3	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部改正（24日公布、上乗せ排水基準の強化等、平成20年4月1日施行）
	3	熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（31日公布、排水施設に小規模し尿処理施設を追加及び排水基準項目に窒素・りんを追加、平成20年4月1日施行）
	6	ヤマト運輸(株)との「廃棄物の不法投棄等の対策に関する協定」調印（2日）